

平成 29 年 5 月 9 日

踏切の安全対策等の推進について

横浜市長 林 文 子

踏切の改良を促進することにより、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与することを目的として、昭和 36 年に踏切道改良促進法が施行された。その後、全国で踏切改良が進められ、踏切の数は約 7 万箇所から約 3 万 4 千箇所と半減したが、依然として多くの踏切が存在しており、未だに踏切における事故は毎日のように発生し、4 日に 1 人の割合で尊い命が失われている。

踏切は、交通渋滞や踏切事故、地域分断を引き起こすなど、地域に及ぼす社会的影響が大きく、また、踏切待ちによる直接的な経済損失などが問題となっており、早急な対策の実施が望まれている。

このような状況の中、国においては、これまで以上に踏切の対策を加速させるため、平成 28 年 3 月に「踏切道改良促進法」を改正（以下「改正法」）した。

国は法を改正することにより、遮断時間が長いなどの課題のある踏切について、関係自治体及び鉄道事業者間の改良方法に関する合意の有無にかかわらず、速やかに指定を行い、対策を促進することとしている。

全国に存在する踏切のうち、1,479 箇所が「緊急に対策の検討が必要な踏切」（以下「緊急対策踏切」）として抽出されており、このうち、約半数が鉄道ネットワークが高密度化している九都県市で占められている。

また、平成 29 年 3 月末までに改正法に基づき、緊急対策踏切を中心に全国で 587 箇所の「改良すべき踏切道」が指定されたが、そのうち、九都県市には 203 箇所の踏切が集中している。加えて、対象踏切の中には、踏切周辺の住宅密集や狭隘な交差道路などの周辺環境により、対策の実施に課題のある踏切が多く存在している。

指定された踏切の対策実施は期限が定められているため、集中的な整備に伴う事業費の確保のほか、関係自治体と踏切の管理者である鉄道事業者との早期合意が不可欠である。また、現制度では、連続立体交差事業や踏切改良事業等の実施に当たって、自治体に多くの事業費負担が生じている。

ついては、これらの課題を解決し、着実に踏切安全対策を推進するため、別紙のとおり、国へ提言することを提案する。

裏面あり

併せて、多発する踏切事故の現状も踏まえ、啓発活動などについて、九都県市共同で検討し、取り組みたい。

（取組例）

非常ボタンの積極的な活用などについての啓発活動実施、
各自治体の広報紙を活用した安全啓発記事の掲載
非常ボタン位置のわかりやすい明示、支障物検知装置の
設置など、鉄道事業者へ更なる保安設備の整備を申入れ

踏切の安全対策等の推進について

踏切の改良を促進することにより、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与することを目的として、昭和36年に踏切道改良促進法が施行された。その後、全国で踏切改良が進められ、踏切の数は約7万箇所から約3万4千箇所と半減したが、依然として多くの踏切が存在しており、未だに踏切における事故は毎日のように発生し、4日に1人の割合で尊い命が失われている。

踏切は、交通渋滞や踏切事故、地域分断を引き起こすなど、地域に及ぼす社会的影響が大きく、また、踏切待ちによる直接的な経済損失などが問題となっており、早急な対策の実施が望まれている。

このような状況の中、国においては、これまで以上に踏切の対策を加速させるため、平成28年3月に「踏切道改良促進法」を改正(以下「改正法」)した。

国は法を改正することにより、遮断時間が長いなどの課題のある踏切について、関係自治体及び鉄道事業者間の改良方法に関する合意の有無にかかわらず、速やかに指定を行い、対策を促進することとしている。

全国に存在する踏切のうち、1,479箇所が「緊急に対策の検討が必要な踏切」(以下「緊急対策踏切」)として抽出されており、このうち約半数が鉄道ネットワークが高密度化している九都県市で占められている。

また、平成29年3月末までに改正法に基づき、緊急対策踏切を中心に全国で587箇所の「改良すべき踏切道」が指定されたが、そのうち、九都県市には203箇所の踏切が集中している。加えて、対象踏切の中には、踏切周辺の住宅密集や狭隘な交差道路などの周辺環境により、対策の実施に課題のある踏切が多く存在している。

指定された踏切の対策実施は期限が定められているため、集中的な整備に伴う事業費の確保のほか、関係自治体と踏切の管理者である鉄道事業者との早期合意が不可欠である。また、現制度では、連続立体交差事業や踏切改良事業等の実施に当たって、自治体に多くの事業費負担が生じている。

これらの課題を解決し、着実に踏切の対策を推進するため、次の事項について提言する。

- 1 従来の連続立体交差化等の対策に加え、当面の対策や踏切周辺対策なども計画的かつ円滑に実施できるよう、財源を継続的かつ確実に措置するため、関係予算を確保すること。
- 2 踏切の対策を促進させるため、鉄道事業者への支援とともに、自治体負担の軽減が図れるよう制度検討を行うこと。
- 3 対策の早期実現に向け、改正法に基づき新たに組織することができる「地方踏切道改良協議会」も活用しながら、専門的知見による助言や指導等の技術的支援を行うとともに、積極的に関係者の合意形成を促進すること。

平成 29 年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一 様

九都県市首脳会議

座長 相模原市長	加山 俊夫
埼玉県知事	上田 清司
千葉県知事	森田 健作
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩 祐治
横浜市 長	林 文子
川崎市 長	福田 紀彦
千葉市 長	熊谷 俊人
さいたま市長	清水 勇人

踏切の安全対策等の推進について

第 71 回九都県市首脳会議
平成 29 年 5 月 9 日
横 浜 市

現 状

- ◎昭和 36 年の「踏切道改良促進法」の施行から 50 年余が経ち、全国の踏切数は半減（約 7 万⇒約 3 万 4 千）したが、平成 25 年度に横浜市内で 3 件の踏切死亡事故が連続したほか、今年 4 月には川崎市内でも発生するなど、依然として踏切事故が多く発生
- ◎踏切に起因する課題は、交通渋滞や地域分断などのほか、踏切待ちによる直接的な経済損失などがあり、**社会的、経済的に大きな問題**

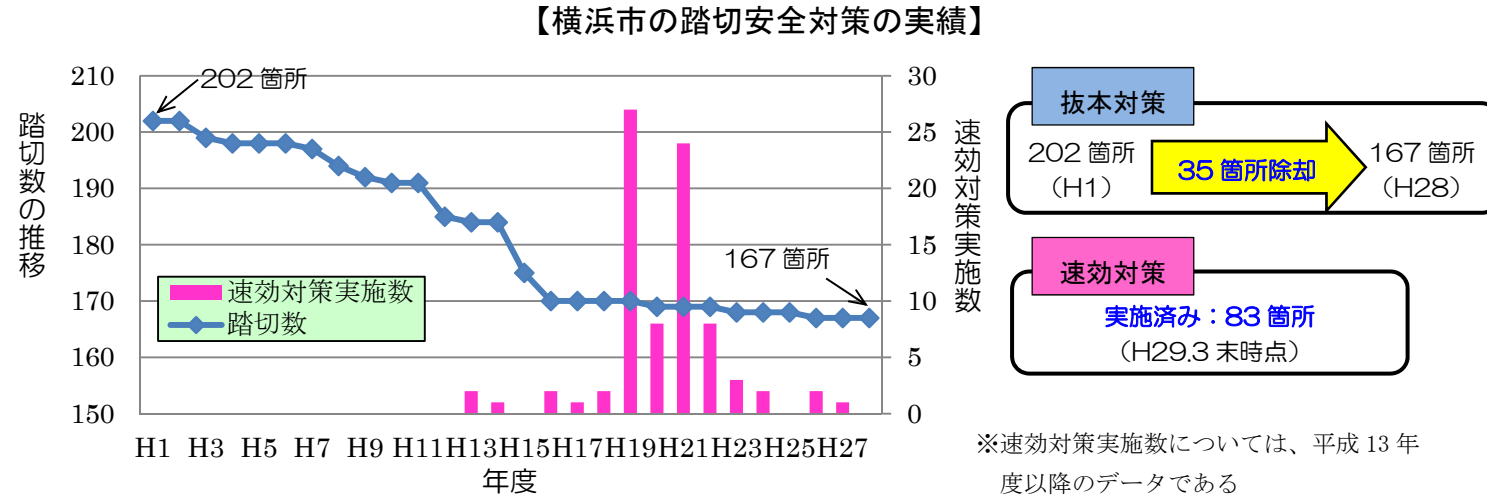
国の取組

- ◎緊急に対策の検討が必要な踏切（平成 28 年 6 月）
全国 1,479 箇所[※]の踏切を抽出（「踏切安全通行カルテ」） ⇒約半数が九都県市に集中
- ◎踏切道改良促進法の改正（平成 28 年 3 月）
課題のある踏切について、対策を促進できるよう踏切道改良促進法を改正し、踏切安全通行カルテの踏切を中心に 587 箇所を法指定（平成 29 年 3 月末時点） ⇒203 箇所が九都県市に集中

横浜市の取組

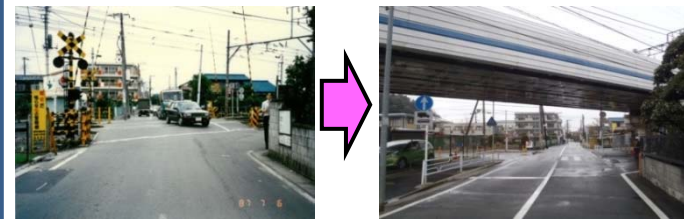
- ◎**抜本対策の実施**（立体交差化や踏切の統廃合などにより、踏切自体を除却）
 - ①立体交差
 - 事業完了：8 区間（東急東横線立体交差事業（日吉駅～綱島駅間）など）
 - 事業中：1 区間（相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業）
 - 計画中：1 区間（相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業）
 - ②踏切廃止（鉄道事業者による取組含む）
- ◎**速効対策の実施**（踏切拡幅や歩道部のカラー舗装などにより、交通の円滑化や安全性を向上）
 - ①計画的に踏切安全対策を進めるべく、整備計画を策定
 - ◆横浜市踏切 5 箇年整備計画（H18～H22）：31 箇所
 - ◆横浜市踏切安全対策実施計画（H28～）：1 箇所（他 9 箇所予定）
 - ②その他 国の緊急対策踏切など 対策済み：51 箇所（H29.3 末時点）

取組の効果

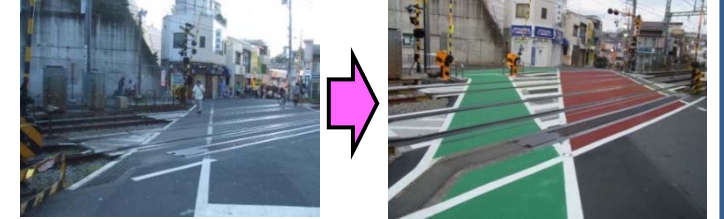


◎対策実施状況

【写真①】東急東横線立体交差事業（日吉駅～綱島駅間）

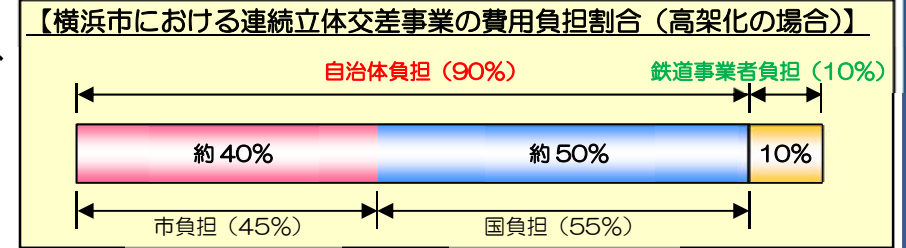


【写真②】踏切拡幅（京急 井土ヶ谷第 1 踏切）



課 題

- ◎「踏切道改良促進法」に基づき指定された踏切は、期限を定めて対策を促進することが求められている
 - ⇒①平成 32 年度までに複数の踏切に対し集中的に対策を実施することとなり、**事業費確保が必要**
 - ⇒②現制度では、連続立体交差事業に係る事業費の大半は自治体が、また踏切改良等に係る事業費は原則、工事計画者（ほとんどが自治体）が負担することが要綱で規定されており、**自治体に多くの事業費負担が発生**
 - ⇒③踏切は鉄道事業者の施設であることから、一定期間内の着実な対策の実施にあたっては、**鉄道事業者との早期合意が不可欠**



国への提言

- ①従来の連続立体交差化等の対策に加え、当面の対策や踏切周辺対策なども**計画的かつ円滑に実施できるように、財源を継続的かつ確実に措置するため、関係予算を確保すること**
- ②踏切の対策を促進させるため、鉄道事業者への支援とともに、**自治体負担の軽減が図れるよう制度検討を行うこと**
- ③対策の早期実現に向け、改正法に基づき新たに組織することができる**「地方踏切道改良協議会」も活用しながら、専門的知見による助言や指導等の技術的支援を行うとともに、積極的に関係者の合意形成を促進すること**

共同取組の提案

- 多発する踏切事故の現状を踏まえ、啓発活動などについて共同で検討し、取り組みたい例)
- ①非常ボタンの積極的な活用などについての啓発活動実施や、各自治体の広報紙を活用した安全啓発記事の掲載（横浜市の取組事例：踏切安全対策PRイベントを年 1 回開催）
 - ②非常ボタン位置の分かりやすい明示や、支障物検知装置の設置など、鉄道事業者へ更なる保安設備の整備を申し入れ など